市第7号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年5月22日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例(番号)

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例(昭和39年3月横浜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

Γ	横浜市立大豆戸小学校	を
Γ	横浜市立大豆戸小学校横浜市立箕輪小学校	に改める。
		J

附則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提案理由

横浜市立箕輪小学校を設置するため、横浜市立学校条例の一部を 改正したいので提案する。

参考

横浜市立学校条例 (抜粋)

(上段 改正案 下段 現 行)

別表 (第3条)

1 小学校

名	称	位	置
	(省	略)	
(省	略)		
横浜市立大豆戸小学校		## \r. + \r. + \r. + \r \r.	
横浜市立箕輪小学校		横浜市港北区	
(省	略)		
	(省	略)	